

大阪府シカ第二種鳥獣管理計画(第3期)

平成27年5月

大 阪 府

目 次

1	計画策定の目的及び背景	
(1)	背景	1
(2)	目的	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	管理が行われるべき区域	1
5	生息の現状	
(1)	生息環境	2
(2)	生息動向及び捕獲状況	3
(3)	被害及び被害防除状況	6
(4)	その他	7
6	管理の目標	
(1)	大阪府シカ保護管理計画（第2期）の評価	10
(2)	管理目標	10
(3)	目標を達成するための施策の基本的考え方	10
7	数の調整に関する事項	11
(1)	有害鳥獣捕獲	11
(2)	狩猟	11
(3)	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施	11
8	生息地の保護及び整備に関する事項	
(1)	生息環境の保護	11
(2)	生息環境の整備	11
9	その他管理のために必要な事項	
(1)	被害防除対策	12
(2)	モニタリング等の調査研究	12
(3)	計画の実施体制	12
(4)	その他	13

1 計画策定の目的及び背景

(1) 背景

大阪府は、西は大阪湾に面し、北から南は府域面積の約3割を占める北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系の森林に囲まれ、中央部には大阪平野が広がっている。平野の北東部を淀川が、中央部を大和川がそれぞれ貫流しており、都市化が進んだとはいえ、森林、平野、河川から海に至る多様な自然環境を有し、33種のは乳類と365種の鳥類の生息が確認（大阪府野生生物目録 2000.3）されており、それらの生きものは互いに密接に関係しあいながら、自然環境そのものを創り上げている。

大阪府はこの豊かな自然環境の恩恵を受けながら発展してきたが、近年の急激な都市化の進展や生活様式の変化は自然環境に大きな影響を与え、野生鳥獣の中には、生息域の減少等により絶滅を危惧されるものが見られる一方、生息数、生息域が拡大し、農林業被害等人間活動との軋轢を起しているものが見られる。

近年、府内においては、ニホンジカ（以下、シカとする）による農林作物等の被害が増加している。被害の大きい市町村では、捕獲や侵入防止柵の設置等による防除を行っているが、被害量は依然として高い水準で推移しており、より効果的な対策が求められている。

また、シカは、これまで淀川以北の北摂地域でのみ生息が確認されていたが、最近においては、隣接府県からの進入によって、今まで生息が確認されていなかった南部地域での出没が確認されており、生息区域の拡大による新たな被害の発生が懸念される（図1）。

さらに、市街地への出没が多発しており交通事故等も発生している。

一方、シカは古くから日本に生息し、生態系を構成する要素として重要な役割を果たしており、貴重な狩猟資源でもある。このため、人間活動とシカとの軋轢を軽減し、長期にわたる安定的な共存を図る必要がある。

(2) 目的

大阪府では、被害の拡大しているシカ対策を進めるため、「大阪府シカ保護管理計画」（第1期、第2期、第3期）を策定し、市町村や農協、森林組合、猟友会等関係団体と連携して科学的・計画的な対策を進めてきた。しかし、依然として被害は継続しており、目標であった農林業被害の半減は達成されていない。

このため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、第3期計画を改正し、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第3期）を策定し、シカの捕獲や侵入防止柵等の被害対策を総合的に推進し、人とシカの永続的な共存を図る。

2 管理すべき鳥獣の種類

本計画の対象とする鳥獣は、大阪府域に生息するシカとする。

3 計画の期間

平成27年5月29日から平成29年3月31日までとする。

4 管理が行われるべき区域

本計画の対象地域は、過去からシカが生息している北摂地域に隣接府県からの侵入による生息区域の拡大が危惧される南部地域及び突発的な出没の可能性がある市街地の区域を加え大阪府全域とする。

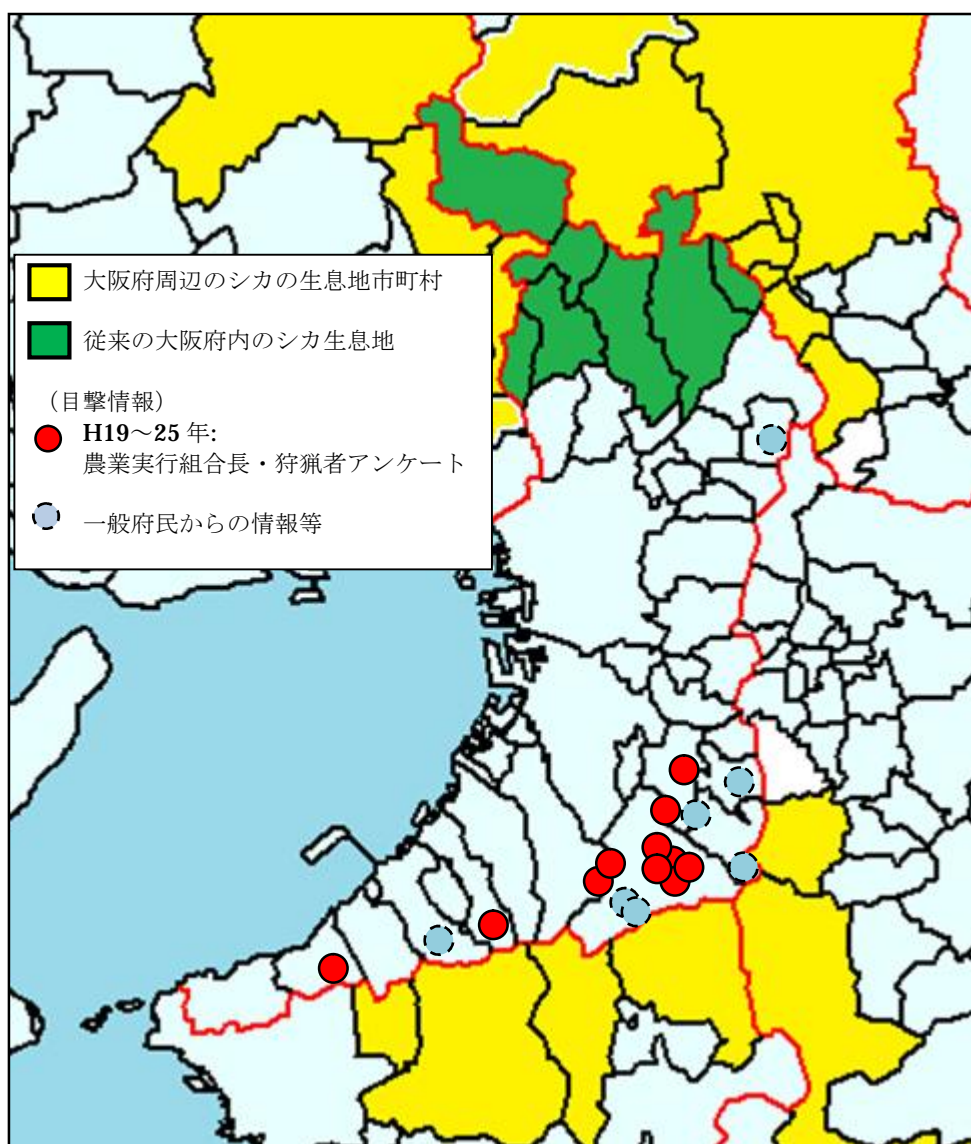


図1 区域図

5 生息の現状

(1) 生息環境

① 地形・気候

大阪府の面積は約 189,000ha であり、その大部分は平野・台地と低い丘陵である。この大阪平野（台地及び丘陵を含む）は、北は北摂山系、東は南北に連なる生駒・金剛山系、南は東西に走る和泉山系によって三方を囲まれ、西は大阪湾にのぞんでいる。東の生駒・金剛山地は大阪府と奈良県、南の和泉山脈の稜線は大阪府と和歌山県との境界となっている。

大阪平野をとり囲む周辺山系は、淀川と大和川とによって分断されており、この2河川が大阪の主要な水系である。

気候は、一般的に温暖で晴天の多い瀬戸内式気候である。平年の平均気温は 16.5℃、降水量は 1,306mm である（大阪管区気象台 大阪府の気象 平成 22 年年報）。

② 森林

府域の、地域森林計画対象の私有林面積は 54,850ha であり、これを森林区分別にみると、人工林が 26,957ha、天然林が 25,123ha、その他竹林等が 2,770ha、国有林面積は 1,095ha となっており、森林面積は府域面積の 30%にあたる（平成 26 年みどり・都市環境室調）。

③ 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、自然公園等

鳥獣保護区特別保護地区については 1 箇所、70ha を指定している。鳥獣保護区については、野生鳥獣の保護上重要な周辺山系の森林を 18 箇所、12,914ha（府域面積の 6.8%）指定している。特に、大阪府中部の生駒山系では、山地の大部分を鳥獣保護区に指定している。

特定猟具使用禁止区域（銃器）については、75 箇所、121,222ha を指定している。

自然公園については、19,352ha（国定公園 16,758ha、府立北摂自然公園 2,594ha）を指定している（平成 26 年 12 月末現在）。

④ 耕作放棄地

耕作放棄地は、シカに好適な生息地を提供し、里地での被害発生の一因となっている。農林業センサスによると、平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間で、府域の経営耕地面積は 1,692ha 減少しており、府域には 1,665ha もの耕作放棄地が存在している。

(2) 生息動向及び捕獲状況

① 生息動向

大阪府に生息するシカは、北部の北摂地域に広く生息しているが近年著しく生息数が増加しており、生息分布域も拡大している。

これまでの調査により、府域における分布は、能勢、箕面、高槻の 3 地域に分かれており、それぞれ中心部の生息密度が高く、周辺に広がるにつれ密度は低くなっていたが、分布拡大とともにその境界は不明瞭となっている（図 2）。また、近年、奈良県や和歌山県側から移動してきたと思われるシカが目撃情報が河内長野市や河南町等で多数寄せられており、南部地域への分布拡大が懸念されている。

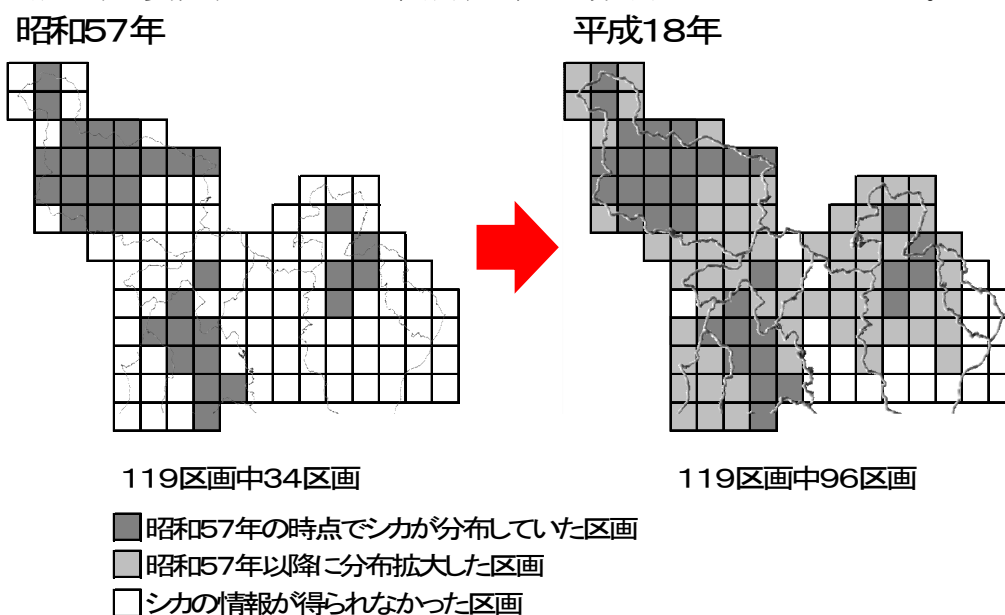


図 2 北摂地域での生息分布域の経年変化

推定生息密度については、平成 12 年度に実施した区画法調査の結果によると 3.50～5.70 頭/km²、個体数推定シミュレーションソフトによる推定生息密度は平成 12 年度が 8.33 頭/km²、平成 21 年度が 6.95 頭/km²となっている。これら数値は、「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（環境省）」に示されている「人工林については被害があまり大きくなならない密度（2頭/km²）並びに天然林については自然植生に目立った影響が出ない密度（4頭/km²）」と比較して、生息密度が高いと言える（表 1）。

なお、推定生息数の算出について、現時点で正確な推定方法のツールがないため、今後、研究機関において推定生息数の算出及びそれに基づく捕獲目標数について検討を進める。

表 1 推定生息密度の推移

年度	メッシュサイズ	生息可能面積		生息面積		区画法調査結果		シミュレーションによる推定結果			
		メッシュ数	生息可能面積(km ²)	メッシュ数	生息面積(km ²)	推定生息数	推定生息密度(頭/km ²)	推定生息数	推定生息密度(頭/km ²)		
S.54	4km ²	106	424	44	176	30～60	0.17～0.34				
S.57				34	136	73～200	0.54～1.47				
S.60				37	148	130～365	0.88～2.47				
S.63				47	188	101～341	0.54～1.81				
H.6				78	312	—	—				
H.9				81	324	—	—				
H.11	1km ²	333	333	226	226	995～1,201	4.40～5.30	2,000	8.33		
H.12				240	240	848～1,365	3.50～5.70				
H.18				240	240	—	—			1,800	7.50
H.21				273	273	—	—			1,900	6.95

② 捕獲状況

大阪府では、かつて、シカの生息数の減少を受けて、昭和 49 年 12 月からオスの捕獲禁止措置を講じた（メスは国において捕獲禁止措置がとられていた）。

しかし、その後、生息数の回復に伴い、昭和 50 年代から農林業被害が増加してきたため、昭和 61 年 12 月、オスの捕獲禁止措置を解除した。

その後、生息頭数の増加・生息区域の拡大により農林業被害が拡大したため、平成 14 年度からは、シカ保護管理計画（第 1 期）を策定し、狩猟によるメスの捕獲を促進するためメスの捕獲禁止措置を解除するとともに、狩猟における 1 人 1 日あたりの捕獲頭数制限をオス 1 頭からメスを含む場合は 3 頭（うちオスは 1 頭まで）に拡大した。

さらに、第 2 期計画の途中（平成 20 年度）からは狩猟期間を 11 月 15 日から 3 月 15 日までとする一ヶ月の延長を行った。

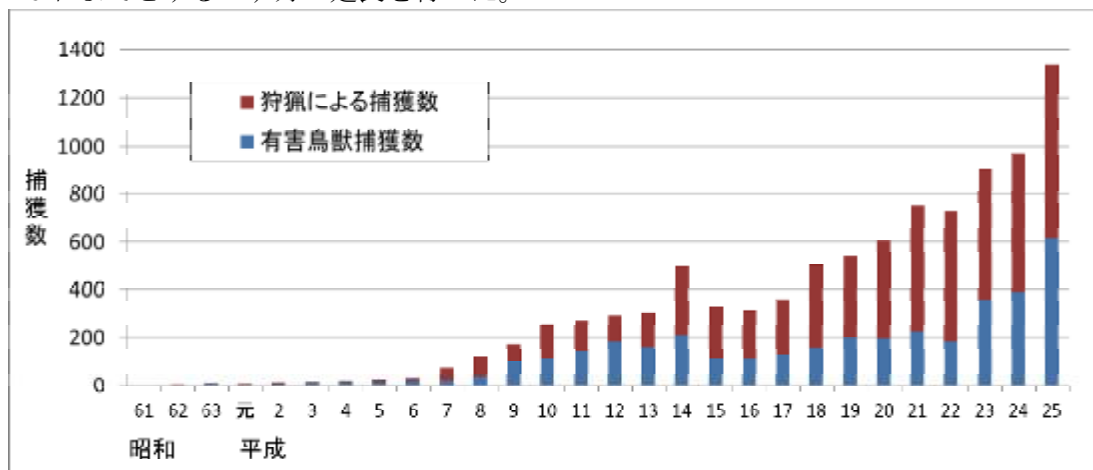


図 3 昭和 61 年から平成 25 年までの大阪府内のシカ捕獲数

これらの措置により、狩猟による捕獲数は平成5年度から大きく増加した。

一方、有害鳥獣捕獲による捕獲も増加しており、狩猟と合わせた捕獲数は伸びつづけ平成25年度は1,338頭となっている。

シカの捕獲数に占める有害鳥獣捕獲の割合は、平成12年度には6割以上を占めたが、その後、狩猟による捕獲が増加し、有害鳥獣捕獲の割合は平成25年度には5割程度に下がっている(図3)。

第1、2期における個体数管理は、平成13、18年度に捕獲計画を作成し、毎年計画を見直し、必要に応じて修正しながら進めることとした。第2期の当初計画では3年目以降は徐々に捕獲頭数を縮小するものであったが、平成19・20年度の捕獲実績が当初計画を大きく上回ったものの生息数に減少傾向が見られなかったうえ、農林業被害の減少も認められなかったため、平成21年度の保護管理検討会で計画を上方修正した(表2)。

表2 第2期における捕獲計画と捕獲実績

年度	第2期												
	H19		H20		H21			H22			H23		
	当初計画	捕獲実績	当初計画	捕獲実績	当初計画	見直し後	捕獲実績	当初計画	見直し後	捕獲実績	当初計画	見直し後	捕獲実績
オス	200	252	200	304	180	300	375	180	300	369	150	300	424
メス	200	191	200	273	180	300	342	180	300	341	150	300	474
不明		95		30			27			15			3
計	400	538	400	607	360	600	744	360	600	725	300	600	901

なお、捕獲の雌雄比は1:1に近づいてきたが、より効果を発揮するためには今後もメスの捕獲比率を高める必要がある(図4)。

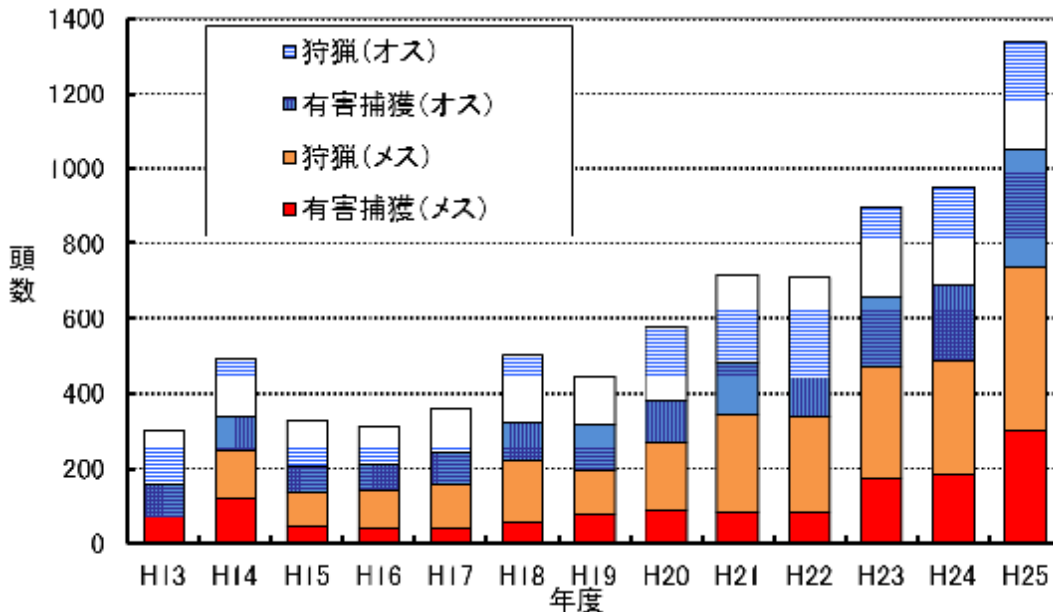


図4 雌雄別捕獲頭数の推移

CPUE（単位努力量あたりの捕獲数=捕獲数÷のべ従事者数）は、平成19～25年度の銃による狩猟について調査した結果、平成22年度、平成23年度にかけて一度減少したのち平成24年度に回復するという変化を示しており、個体数の減少傾向は認められない（図5）。

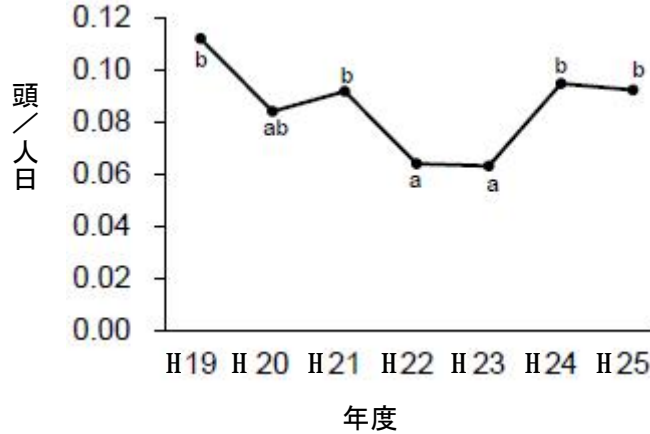


図5 銃による狩猟における CPUE

(3) 被害及び被害防除状況

① 被害状況

i) 農林業被害

農業被害では、稲、野菜、植木等に対する摂食や踏み荒らし、林業被害では植栽木幼齢樹への摂食（食害）や剥皮など、多岐にわたっている。

市町村からの報告によると、平成25年度の林業被害金額・被害面積は無くなり、過去と比較して急減している。これは新規植栽木への忌避剤散布や防鹿柵による防除効果のほか、新規植栽の減少、植栽木の成長等が挙げられる。

また、農業被害金額は約29,000千円、被害面積は約20haと近年やや減少傾向を示している（図6）。しかし、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所が毎年実施している農業被害アンケート調査の結果によると農業被害が大きいと感じている人は増加傾向を示している。

なお、近年出没が確認されている南部地域では、まだ農林業被害についての報告はないが、シカの被害対策はほとんど行われていないため、今後被害状況の把握が必要である。

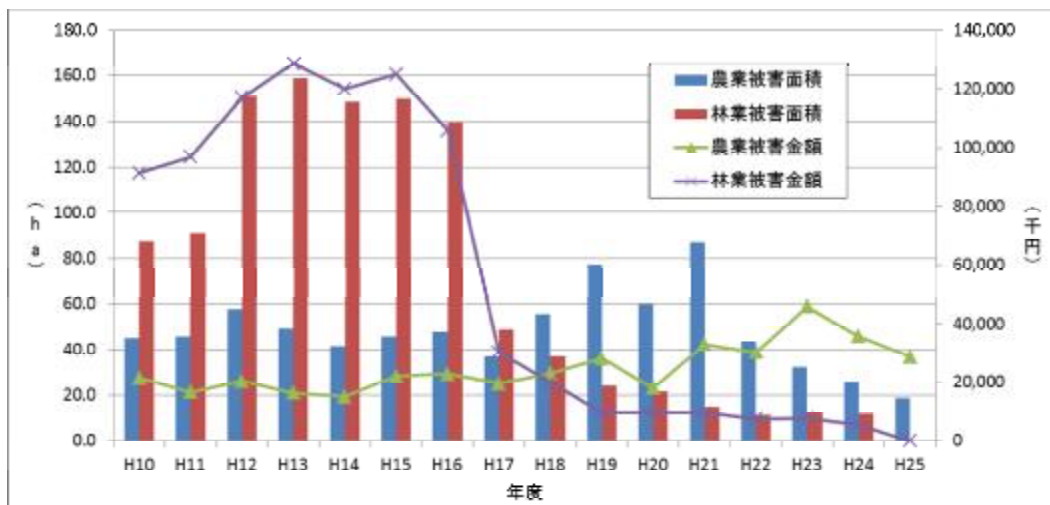


図6 農林業被害面積、金額

ii) 人身被害

近年、道路等へシカが出没し、交通事故が発生するケースが急増している。こうした背景には、生息数や生息区域の拡大に加えて山麓の林縁部の刈り払いが行われないなど山から道路等へシカの出没が容易になっている事が要因と考えられる。

② 被害防除の実施状況

大阪府では、防鹿柵の設置や忌避剤の散布等に対し市町村へ補助する野生鹿被害防止対策事業を実施してきた。加えて平成18年度からは農業者等が地区協議会を組織し、3戸以上の農家が協力して2ha以上の受益農家を対象に防護柵等の整備を行う際、整備費の一部を補助する農作物鳥獣被害防止対策事業を実施している。

また、平成20年2月には「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）」が施行され、被害に身近な市町村が被害対策の主体となれるよう制度が整備された。市町村が被害防止計画を策定し、これに基づき防護柵の設置やわな・檻の購入、捕獲鳥獣の処分等の事業を実施した場合、経費の8割が特別交付税として交付される。また、法施行と併せて創設された鳥獣被害防止総合対策事業により、市町村が総合的かつ効果的な対策を実施できるようになった（表3）。

表3 被害対策実施状況

計画期間		第1期(10年度)					第2期(11年度)					第3期(12年度)	
事業名	事業内容	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
野生鹿被害防止対策事業 (府単独補助事業)	実施市町村数	4市町	5市町	5市町	5市町	4市町	4市町	4市町	4市町	2市町	5市町	4市町	4市町
	防護柵の設置(km)	61	34	37	55	54	54	33	30	11	9	8	7
	忌避剤散布(ha)	—	11	15	11	10	10	4	3.3	3.3	3.9	3.2	2
野生鹿被害防止対策事業 (府直営事業)	防護柵の設置(km)	0.2	0.2	0.3	0.5	0.1	0.1	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.1
	森林整備(ha)	1.0	1.0	2.4	1.5	1.3	1.9	0.5	—	—	—	—	—
農作物鳥獣被害防止対策事業 (府単独補助事業)	実施市町村数					4市町	8市町	9市町	6市町	5市町	—	1町	—
	防護柵の設置(km)					6.6	16.0	34.5	18.5	25.0	—	2.4	—
鳥獣被害防止総合対策事業 (国庫補助事業)	実施市町村数							1市町	2市町	3市町	—	—	4市町
	防護柵の設置(km)							15.5	13.2	22.1	—	—	7.0

(4) その他

① 生態系への影響

シカによる生態系への被害は、天然更新の阻害や、下層植生の食害など広範囲にわたっている。具体的な例では、高槻市の本山寺周辺や箕面市の清水谷園地周辺では希少な植物がシカの食害を受けており、また、箕面の鉢伏山周辺や、能勢町の深山地域ではササが消失し、裸地化が確認されている

現在の生息密度では、特定植物種の消失や著しい減少、不嗜好植物の増加、ブラウジングライン（被食の高さ）の形成等、自然植生への影響が大きいと推測される。

② 隣接府県の特定期間の策定状況

隣接府県の特定期間は、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県において策定されている。

③ 狩猟者の動向

シカは大物狩猟獣として捕獲されてきた経緯がある。狩猟者は狩猟によりシカの数を調整する役割を担うとともに、有害鳥獣捕獲の従事者として重要な役割を果たしている。

しかし、近年、大阪府における狩猟者は減少傾向にある。年齢構成を見ると高齢化

が進行しており、平成25年度では60才以上の占める割合が63%となっている(図7)。

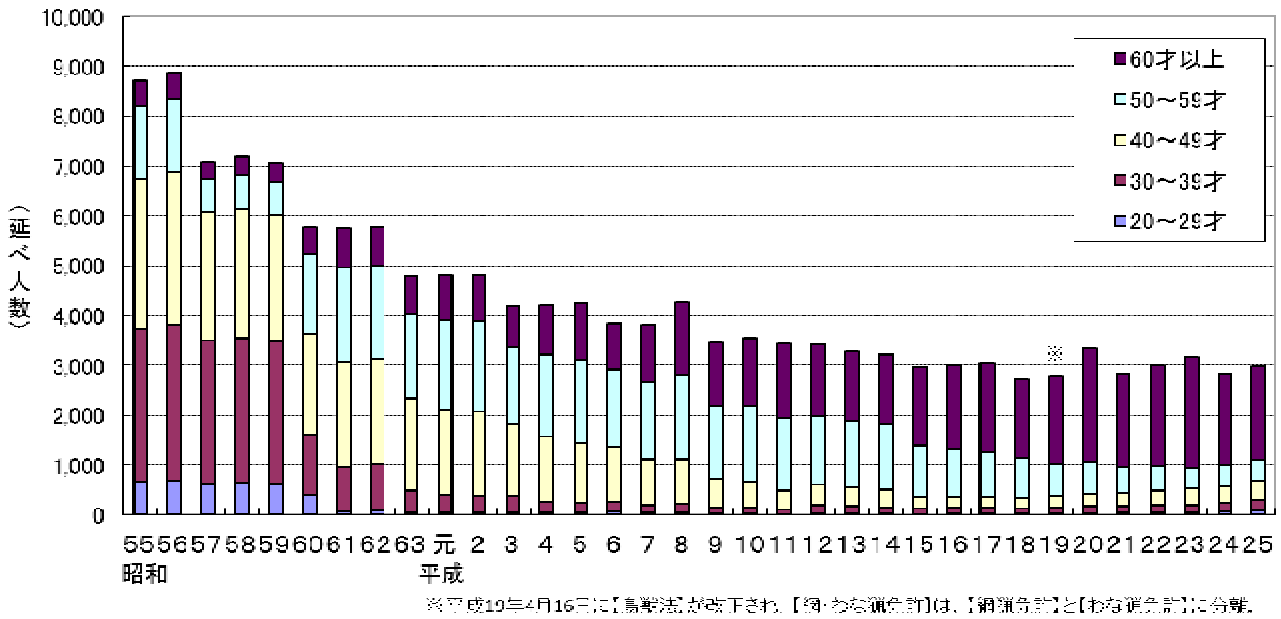


図7 年齢別狩猟免許交付状況

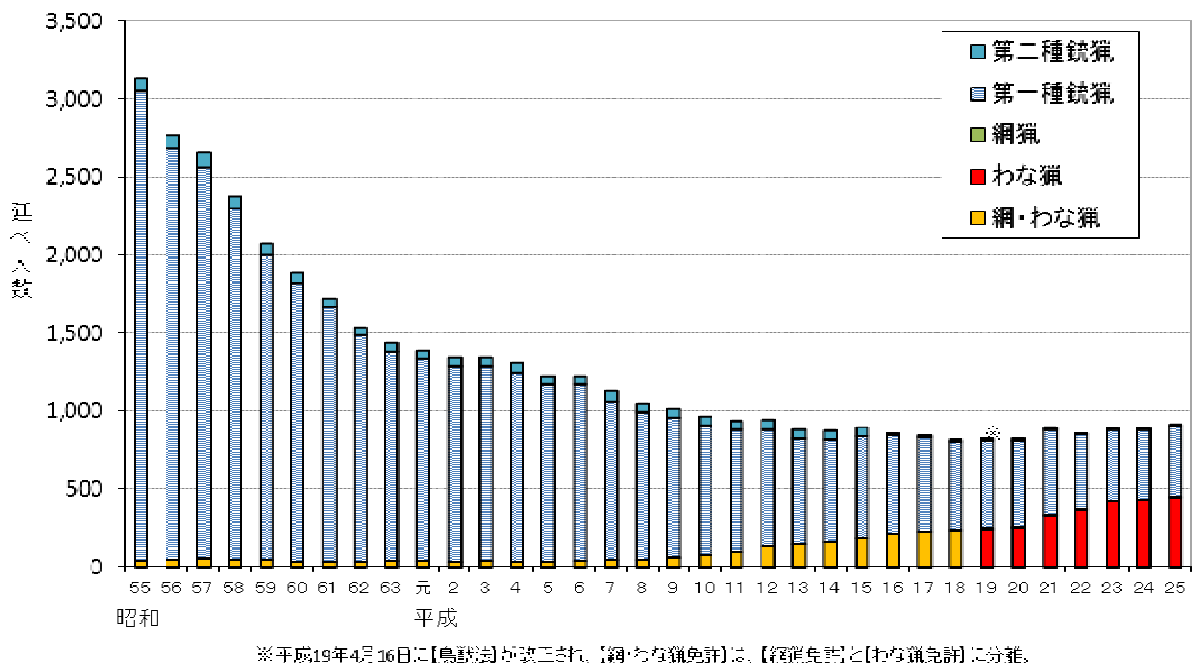


図8 狩猟免許の種類別狩猟登録者数
(免許交付のうち、大阪府での狩猟登録をしている者)

狩猟登録者を種類別に見るとわな猟免許の割合が増加傾向にあり(図8)、平成25年度は454名で全登録者の50%となっている。また、狩猟実績によると全捕獲数の6割をわな猟で捕獲している。

大阪府では、シカ猟はわな猟によるものが多くなっているが、有害鳥獣捕獲における捕獲隊の編成やわな猟での止めさし等、銃猟免許所持者に対する要請は多く、狩猟者が年々減少・高齢化していく中、銃猟免許所持者の人員確保が難しくなっている。

一方、大阪府では、農家が自衛のための捕獲を実施できるよう、狩猟免許の取得促進を図っており、平成20年度より狩猟免許試験を年2回実施し、うち1回は農閑期に実施している。

このため、わな免許を取得する農家が増加しており、平成25年度の狩猟免許合格者283名中、わな免許取得者は170名（60%）となっている（図9）。

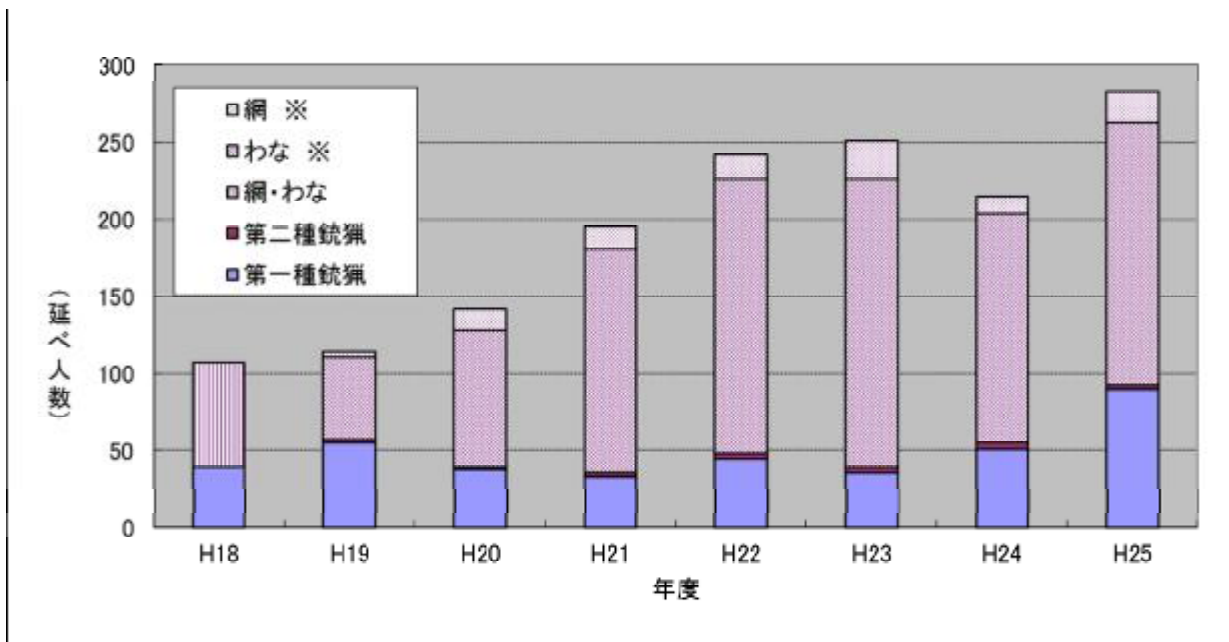


図9 狩猟免許試験の合格者数

6 管理の目標

(1) 大阪府シカ保護管理計画（第2期）の評価

第2期計画においては、個体数推定シミュレーションソフトを用い、平成18年度の大阪府内の生息頭数を1800頭と推定し、計画期間である5年間でシカの生息頭数を半減させるために、年度ごとに捕獲目標数を設定し対策を進めてきた。

その結果、年々捕獲数は増加するとともに、平成22年度には725頭と目標数を上回る捕獲数となった。

また、平成20年度より実施した猟期の延長については、延長期間を利用し、出猟・捕獲が行われており、捕獲数の増加に寄与している（図10）。

しかしながら農林業被害については被害金額の半減という目標は達成されていない上に、CPUE等においても減少傾向は認められなかった。

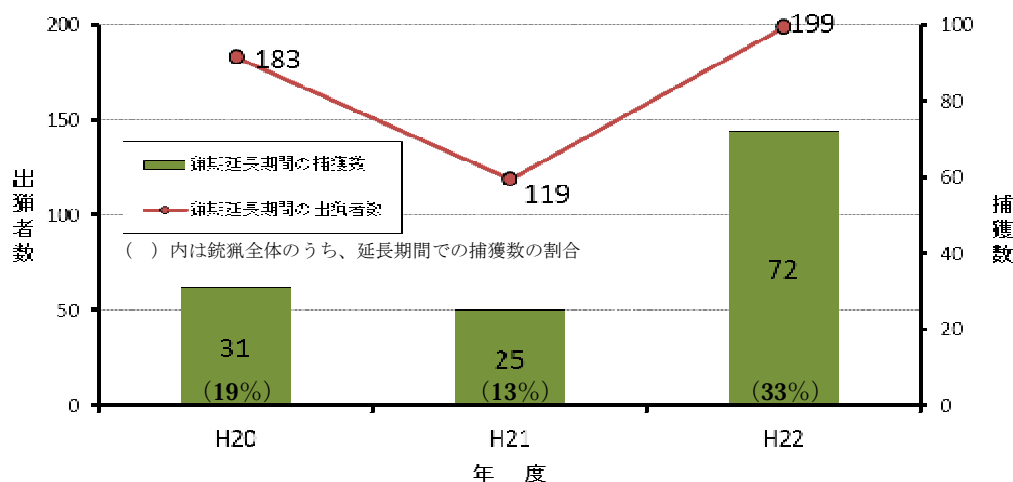


図10 銃猟における猟期延長期間（2/16～3/15）の捕獲数と出猟者数

(2) 管理目標

人とシカとの共存を目指すためには、最も問題となっている農林業被害を軽減し、人とシカの軋轢を緩和する必要がある。

第3期計画策定時（平成22年度）の農林業被害は、被害金額が約38,000千円、被害面積が約50haと、依然として高い水準にあることから、この計画の実施により農林業被害金額及び面積の半減を目標とする。

このため、引き続き被害防除対策を実施するとともに、積極的な個体数調整が必要であり、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第3期）では強い捕獲圧を継続して加え生息密度を低減するため、700頭以上の捕獲を目標とするが、捕獲実績及びモニタリング調査の結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

また、特に近年、南部地域等、シカの進出が見られる地域においては、新たな生息区域の拡大による農林業被害を防止するため、積極的な捕獲を推進する。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

目標達成のためには、農林作物等に被害を及ぼすシカに対し強い捕獲圧を継続して加えるとともに、防護柵の設置や耕作放棄地の解消等、総合的な農林業被害防止対策を実施する。

また、個体数の低減を進めるために、個体数増加に重要な役割を果たすメスの捕獲を促進する。

7 数の調整に関する事項

(1) 有害鳥獣捕獲

本計画に基づき実施する有害鳥獣捕獲は、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整のための捕獲として取り扱い、被害の発生の有無に関わらず計画的・効率的な捕獲を進める。また、第3期計画期間中には、有害捕獲活動経費への支援（8千円/頭）を実施している。

(2) 狩猟

わな猟においてはオス、メスともに1人1日あたりの捕獲制限はなしとする。銃猟については、メスは捕獲制限なしとし、オスは1人1日1頭までとする。ただし、グループで猟を行う場合は、オスの捕獲は参加狩猟者の人数と同数までとする。

狩猟期間については、11月15日から翌年2月15日までの狩猟期間を翌年3月15日までとする一ヶ月の延長措置を継続する。

また、くくりわなについても輪の直径が12センチメートル以内とする猟法で定められている制限の解除を継続する。ただし、ツキノワグマの出没が確認された場合は、原則として「大阪府ツキノワグマ出没対応方針」にしたがうものとする。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

指定管理鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を達成するため、市町村が被害対策として実施する捕獲事業に加え、生息密度がきわめて高い等の特定地域での個体数調整として指定管理鳥獣捕獲等事業の実施が必要な場合に、府又は国の機関が実施することとし、実施内容については別途定めるものとする。

8 生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 生息環境の保護

鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の設定について、シカの生息環境を保護するため、北摂地域にある2箇所の鳥獣保護区については、指定の継続に努める。また、新規設定、拡大については、地域の実情等を勘案して検討する。

(2) 生息環境の整備

今後、人口減少社会が到来し、高齢化が急速に進むことで放置森林や耕作放棄地が増加することが予測される。シカは林縁の動物であり、放棄され草原化した耕作地、森林伐採等によって作り出された草地は餌量の多い環境を作り出し、個体数の急激な増加の引き金や高い増加率を維持する基盤となることから、このような環境をできるだけ作り出さない工夫が必要である。

森林整備については、複層林や長伐期施業の促進、適切な間伐の実施等多様な手法による健全な人工林の育成、里山林の再生等により、放置森林の解消に努め、シカ本来の生息地を確保するものとする。また、天然林については、大規模な皆伐施業は行わないなど適正な森林整備を行い、野生鳥獣の生息環境整備に努めることとする。

また、耕作放棄地については、その存在がシカの良い餌場や隠れ家となり、繁殖を助けるだけでなく、シカを耕作地へ導くものとなっている。このため、耕作放棄地の草地化を防ぎ、人に慣れる訓練の場となることを防ぐため、効果的な対策を講じるものとし、シカが定着しにくい環境の整備やシカの追い払いについて市町村等関係機関と連携して普及啓発に努めるものとする。

9 その他管理のために必要な事項

(1) 被害防除対策

被害防除対策は、被害等の未然防止を図るための基本的な手段であり、また個体数管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段である。

このため、引き続き、防鹿柵の設置、忌避剤の散布やツリーシェルターによる保護などの防除を進めるとともに、有害鳥獣捕獲の両面から推進していく。

特に、被害が集中している地域について、重点的に被害防除対策が実施されるよう市町村、猟友会等との調整を進める。

防鹿柵は、被害防除対策としては効果の高いものであるが、設置方法の不備、メンテナンス不足により、その効果が認められないものも見られる。そのため、設置及びメンテナンスに関する技術の普及を進めるとともに、その支援体制についても強化し、地域にあって指導的な役割を果たす人材の育成に努める。

また、広域防除の観点から、個人単位を越え地域一体となった共同防除について、効果的な推進方法を検討する。さらに、防鹿柵のより一層の普及を図るため、安価で手間のかからない維持管理や、景観に配慮した防鹿柵の技術改善を検討する。

(2) モニタリング等の調査研究

モニタリングはフィードバックのための資料を得るものであり、科学的・計画的な管理に欠かせない作業であることから、シカの生息動向、生息環境、捕獲状況、被害の程度等についてモニタリングし、管理計画の進捗状況を点検するとともに、個体数管理の年間実施計画等の検討に反映（フィードバック）させるものとする。

モニタリングとして、毎年度の傾向把握のため、狩猟アンケート、有害鳥獣捕獲個体の解析による動向調査及び生息状況調査を引き続き実施し、長期的傾向の把握に努める（表4）。

また、被害状況（区域、面積、金額等）については、市町村に報告を依頼する。

シカによる自然環境（生態系）に係るインパクト、例えば特定植物の消失や著しい減少等が報告された場合は、場所、規模等その情報を記録しその後の動向に注意する。

表4 モニタリング内容

項目	内容	目的等	対象地
生息状況調査	生息域、生息密度、推定生息数等の調査	長期的な傾向、生息環境の把握	北摂
被害状況調査	被害状況報告	農林業被害の状況報告	各市町における被害状況の把握
	被害意識調査	市町村担当者への情報収集	被害の実態、変化を把握
	植生被害調査	生息地の植生等の調査	生態系被害の把握
捕獲状況調査	有害捕獲報告	有害捕獲における捕獲年月日、場所、サイズ、性別、妊娠有無の報告	全域
	狩猟アンケート	狩猟における場所別雌雄別捕獲数・目撃数、出猟日の報告	

(3) 計画の実施体制

① 合意形成

本計画の実施にあたっては、行政と住民・関係者がお互いに連携を密にして合意形成を図りながら、各施策を推進する。

② 検討会の設置

大阪府（環境農林水産部動物愛護畜産課、みどり・都市環境室、農政室、農と緑の総合事務所及び（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所）、関係市町、農林業団体、狩猟団体、自然保護団体、学識経験者による検討会を設置し、計画内容や実行方法、進捗状況等について検討・評価を行うとともに、検討会メンバーの協力による総合的な取り組みを推進する。

③ 広域連絡調整

シカは広域に行き来することから、隣接する市町村や近接府県と連絡調整や情報交換に努め、連携を図りながら被害対策を推進する。京都府、兵庫県と設置している南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会など各市町村の広域的な取り組みを積極的に支援する。

④ フィードバックシステムの推進

モニタリングの結果を踏まえ、計画の進捗状況を点検し年間実施計画の検討に反映させるとともに、管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行う。

⑤ 狩猟者及び農林業者等への普及啓発

関係市町村、団体、府等による地区協議会の設置により、被害対策情報の交換・提供等を行なうとともに、農林業者へは関係機関との連携により講習会等を実施し防除技術等の普及指導の充実・促進に努める。

また、狩猟に対しては、メスの狩猟が農林業の振興に寄与することについて普及啓発に努めるとともに、府民に対しては、狩猟の社会的役割、シカによる人身被害を防ぐために習性や適切な付き合い方について普及啓発を行う。

(4) その他

① 資源としての利用の検討

シカ肉については、需要拡大を図るため、有効な活用方法について検討する。

また、シカの歴史的、文化的、自然的価値を再評価し、魅力ある地域づくりの資源としての活用を検討する。

また、捕獲者がシカを処理し販売する場合には、食肉販売業や食肉処理業の許可や食品衛生責任者の資格が必要となるため、国のマニュアル等を活用した普及啓発に努める。

② 被害対策等の研究推進

シカの管理を発展させるため、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所など研究機関と連携を図り、効果的な防除方法、簡易なモニタリング調査の実施手法の確立、密度と被害強度との関係の解明（許容密度）等を進める。

③ 動物由来感染症等への対応

管理を推進する上でシカとの接触が避けられないことから、E型肝炎等人への感染の予防について普及啓発に努める。